

タンタたん



4才の娘が「さしすせそ」をうまく発音できません。すべて「たちつてと」となってしまいます。

最近ですと、家族でクリスマス話題になった際、娘は「クリツマツにタンタたんからプレゼントをもらおう」と言っていました。

舌っ足らずなところがとてもかわいいので、このまま直らなくてもよいかなと思っています。

将来的に困るかもしれないのは、「料理のさしすせそ」でしょうか。娘流だと「料理のたちつてと」になってしまうので、「た」だと、ターメリック？タルタルソース？といった感じで、一般的な料理の調味料としては適さないような気がします。

年末年始の休暇のお知らせ

当事務所は、今年は12/27（月）から1/5（水）まで年末年始の冬期休暇をいただく予定です。

その間、連絡がつかずご不便をおかけしますが、よろしくお願ひします。

お休み中、しっかり充電して新年に備えたいと思います。

SNSでの発言

表現の自由は憲法上保障された人権の一つですが、無制約ではありません。SNSでしばしば問題となっていますが、発言内容によっては他人の名誉やプライバシーを侵害し慰謝料請求の対象となり得ます。

匿名での発言だと、どうせ発信者を特定できないだろうと気が緩み、ついつい攻撃的になってしまうのかもしれませんが、発信者を特定する法律上の手続きがあるのは以前お伝えしたとおりです。

また、ツイッターで他人の発言をリツイートするだけでも、他人の発言に賛同するものとして違法になるという裁判例もあります。

インターネットが発達し、気軽に発言する機会が増えた反面、発言によるリスクも伴いますので本当に注意してください。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設